

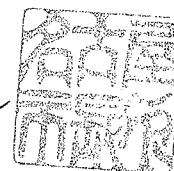
行政文書一部公開決定通知書

30 観名保第 228 号
平成 31 年 3 月 14 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成31年3月5日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	① 復命書（2月1日分） ② 支出命令書（2月1日分）		
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	平成31年3月20日	午前 時 午後
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
行政文書の一部を公開 しない理由	名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号に該当 「①復命書（2月1日分）」の内容につきましては、当該 情報が公開されることにより、率直な意見の交換若しくは 意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、 非公開とします。 名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当 「②支出命令書（2月1日分）」の「旅費計算書A」に記 載されている職員行政職の号級については、「通常他人に 知られたくないと認められる」情報であると考えられるた め、非公開とします。		
備 考	＜決定を行った所管課・公所＞ 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2481		

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

局 長	所 長	保存整備室長	保存整備室(補職略)
	(旅行者)		(係長)(村木)(荒井)(額瀨)(遠藤)(森)(早川)(西村)(蜂矢)(矢形)(小村)
	総務課長	ナゴヤ魅力向上室主幹	
			

平成 31 年 2 月 5 日

復 命 書

名古屋市長 様

観光文化交流局名古屋城総合事務所 所長 西野輝一
同 主幹 片岡進矢

平成 31 年 2 月 1 日 (金) に、天守閣整備事業等の打ち合わせのため、文化庁へ出張を命ぜられましたので、下記の通り報告いたします。

記

1 日時・場所

平成 31 年 2 月 1 日 (金)

10:30~11:00 文化庁記念物課

2 参加者

(文化庁記念物課) 村田次長、大野文化財第二課長、山下主任調査官、菊地課長補佐
(名古屋市) 河村市長、廣澤副市長、田中特別秘書、西野名古屋城総合事務所長、片岡文化財保護室長

3 内容

別紙

2/1 文化庁 10:30-11:10

文化庁 村田次長、大野文化財第二課長、山下主任調査官、菊地課長補佐
名古屋市 河村市長、廣澤副市長、田中特別秘書、西野名古屋城総合事務所長、片岡文化財
保護室長

(市長)

- ・昨日見つけた昭和 23 年の中日新聞の記事。アンケートの回答で木造復元が一番多い。
当時の民意だったということ。民意でコンクリート造になったと言われていたが嘘
だった。

木材の保管料が毎年 1 億ずつかかる。すでに半分以上伐採した。予算も通している。認められないのなら、危ないので竹中の調査を止める。

- ・本当は復元まで認めてもらいたいところだが、文化庁の立場もあると思うので、解体だけは認めてほしいとした。現天守を解体すれば石垣の調査もより詳細にできる。十分にやらせてもらう。
- ・穴太衆はこれだけ調査をやっているところは他にないと言っていた。名古屋は金があるのであれもやれ、これもやれという話になっているが、どこかで申請を出して、これで審議してくださいと言うものだと言われた。文石協のアドバイザーと話をして、まず解体という結論になった。
- ・4~5 年前から技術提案交渉方式がいいとなって進めてきた。

27 年に文化庁から、市がまずは方針を決めることだと指摘を受け、それでやってきた。2 万人アンケートをやり、2020 年までに木造復元が 20%、それ以降でも木造復元が 40%。議会でも可決された。根底にあるのは民意。

- ・5 月に向けて現変の申請をする。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(市長)

[REDACTED] 現変は解体
を別にしてもらいたい。

(文化庁)

- ・解体時の石垣への影響が懸念される。
- [REDACTED]
- [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] 引き延ばしたりはしない。適切なものが揃えば
しっかりと審議する。

(市長)

- ・当初の計画どおり、進めたい。

今日の内容をまとめると、市からは解体の許可をいただけるようお願いした。

文化庁からは解体に際して石垣に与えるダメージが心配なので資料を出してほしい、それをもって検討すると。

[REDACTED]

[REDACTED]

(文化庁)

[REDACTED]

文化審議会にかけるには資料が揃っていないと。現天守閣の解体に際して石垣に与える
影響についてのもの。

[REDACTED]

[REDACTED]

(市長)

- ・このまま放置するわけにはいかない。
- [REDACTED]

支出命令書

歳 出

平成30年度		支出命令番号 0084501 内訳番号 01	
主管 081101 観光文化交流局 名古屋城総合事務所 (080001)			
予算種別 1 現年予算 科目コード 5016-012-090101 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 款 01 名古屋城天守閣事業費 項 01 事業費 目 01 事業費 大事業 06 事業費 中事業 01 事業費 小事業 04 事務費等 節 09 旅費 細節 01 旅費 その他 細々節 01 旅費 その他		支出命令年月日 平成31年 2月 1日 支出負担行為年月日 当初 平成31年 1月30日 変更 平成 年 月 日	
支出命令額		¥ 49,860 *	
前渡金受領者 508110101 整理番号 職氏名 前渡金受領者 観光文化交流局 名古屋城総合事務所管理活用課長 山本道子			
件名 02/01 (文化庁) 名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ @24,980×1名、24,880×1名			
支払先口座 口座種別 口座番号 口座名義人			
支出区分 6 確定前渡払 支出予定番号		支払方法 1 口座振替 3月6日 支払期限 (期日) 平成31年 2月20日*	
確 認 印 	上記の金額を領収しました。 職 氏名 名古屋市 (区) 会計管理者様		

執行機関	支出命令 総務課長 	命令主管 総務課 	事業主管 所長 課長 管理室長 保存 活用課 整備室 (係長) (経理) (係長) (経理)	(主幹)
	会計管理者 	会 計 室 (区総務課) 		支払年月日 
出納機関	(主査)			

備考1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。

2 集合決裁書(第44号様式)を添付した場合には、支出命令・命令主管・会計管理者・会計室(区総務課)欄の押印を要しない。



D23

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 所長 西野 輝一						区分 確定	
行政職給料表						級	号給 (行政職給料表 級相当)
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
2	1	金	名古屋 → 東京都区内		22,180 円	円	円
2	1	金	東京都区内 → 名古屋				
			→				
			→				
			→				
日 当(D) 2,800 × 1 日 = 2,800					宿泊料(E)	×	泊 = 円
						×	泊 =
						×	泊 =
						×	泊 =
旅行命令(依頼) 平成 31 年 1 月 30 日			旅行期間 0 泊 1 日		合 計(A+B+C+D+E) 円 24,980		
用務及び 用 務 先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F) 円			精算額(G) 円			過不足額(G-F) 円	
支払額(返納額) 円 24,980			特記事項 新幹線利用(閑散期) ※金曜日のため				

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主幹 片岡 進矢						区分 確定	
行政職給料表 級 号給 (行政職給料表 級相当)							
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
2	1	金	名古屋 → 東京都区内		22,180 円	円	円
2	1	金	東京都区内 → 名古屋				
			→				
			→				
			→				
日 当(D) 2,700 × 1 日 = 2,700					宿泊料(E) × 泊 = 円 × 泊 = × 泊 = × 泊 =		
旅行命令(依頼) 平成 31 年 1 月 30 日			旅行期間 0 泊 1 日		合 計(A+B+C+D+E)円 24,880		
用務及び 用 務 先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F) 円			精算額(G) 円		過不足額(G-F) 円		
支払額(返納額) 円 24,880			特記事項 新幹線利用(閑散期)※金曜日のため				

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあつては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

支払方法・期限（期日）変更登録

歳 出

平成30年度	支出命令番号 0084501		
主管 081101	観光文化交流局 名古屋城総合事務所		(080001)
予算種別	1 現年予算	変更年月日	平成31年 2月18日
処理内容	支払方法・支払期限（期日）変更	変更前	
起案業務内容	支出命令	支払期限（期日）	平成31年 2月20日
		変更後	
		支払期限（期日）	平成31年 3月 6日
金額		¥49,860 *	
債権者	508110101		
住所			
氏名	前渡金受領者 観光文化交流局 名古屋城総合事務所管理活用課長 山本道子		
件名 02/01（文化庁）名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ			

行政文書一部公開決定通知書

30 市室秘第 121 号
平成 31 年 3 月 18 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河 村 た か し



平成31年3月5日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	(1) 復命書 (2) 支出命令書 ※いずれも平成31年2月1日に名古屋城の件で文化庁を訪問した際のもの		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	平成3 / 年 3 月 20 日 午前 時 午後 時	
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴		
行政文書の一部を公開しない理由	(1) については、名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号に該当 当該情報が公開されることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とします。 (2) については、名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当 個人の給料に関わる情報であり、公にすることにより、当該個人に不利益を与えると認められるものであるため、非公開とします。		
備 考	＜決定を行った所管課・公所＞ 市長室秘書課 TEL 052-972-3053		

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

供 覧	市 長	堀場副市長	伊東副市長	室 長	次 長	秘 書 課
						   

復 命 書

平成31年2月6日

名古屋市長 様

名古屋市副市長

廣 澤 一 郎



(随 行) 市長室秘書課主査

野 田

立 野田



平成31年2月1日(金)に名古屋城天守閣整備事業に関する打ち合わせのため、文化庁に出張してまいりましたので、その内容について下記のとおり報告します。

記

◎行 程

名古屋駅 ⇒ (J R) ⇒ 東京駅 ⇒ (タクシー)

10:30~11:10 文化庁との打ち合わせ(内容は別紙のとおり)

(タクシー) ⇒ 東京駅 ⇒ (J R) ⇒ 名古屋駅

文化庁との打ち合わせ

日時 平成 31 年 2 月 1 日（金）10:30～11:10

出席者 文化庁：村田次長、大野文化財第二課長、山下主任調査官、菊地課長補佐
名古屋市：河村市長、廣澤副市長、田中特別秘書、西野名古屋城総合事務所長、
片岡文化財保護室長（随員：東京事務所職員、野田）

（市長）

- ・昨日見つけた昭和 23 年の中日新聞の記事。アンケートの回答で木造復元が一番多い。当時からの民意だったということ。民意でコンクリート造になったと言われていたが嘘だった。

木材の保管料が毎年 1 億ずつかかる。すでに半分以上伐採した。予算も通している。認められないのなら、危ないので竹中の調査を止める。

- ・本当は復元まで認めてもらいたいところだが、文化庁の立場もあると思うので、解体だけは認めてほしいとした。現天守を解体すれば石垣の調査もより詳細にできる。十分にやらせてもらう。
- ・穴太衆はこれだけ調査をやっているところは他にないと言っていた。名古屋は金があるのであれもやれ、これもやれという話になっているが、どこかで申請を出して、これで審議してくださいと言うものだと言われた。文石協のアドバイザーと話をし、まず解体という結論になった。
- ・4～5 年前から技術提案交渉方式がいいとなって進めてきた。

- ・平成 27 年に文化庁から、市がまずは方針を決めることだと指摘を受け、それでやってきた。2 万人アンケートをやり、2020 年までに木造復元が 20%、それ以降でも木造復元が 40%。議会でも可決された。根底にあるのは民意。
- ・5 月に向けて現変の申請をする。

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
(市長)

現変

は解体を別にしてもらいたい。

(文化庁)

解体時の石垣への影響が懸念される。 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED] 引き延ばしたりはしない。適切なものが揃えばしっかりと審議する。 [REDACTED]

(市長)

当初の計画どおり、進めたい。

今日の内容をまとめると、市からは解体の許可をいただけるようお願いした。文化庁からは解体に際して、石垣に与えるダメージが心配なので資料を出してほしい、それをもって検討すると。 [REDACTED]
[REDACTED]

(文化庁)

[REDACTED]
文化審議会にかけるには資料が揃っていないと。現天守閣の解体に際して石垣に与える影響についてのもの。 [REDACTED]
[REDACTED]

(市長)

このまま放置するわけにはいかない。 [REDACTED]

支出命令書

歳 出

平成30年度	支出命令番号 0038302 内訳番号 01	
主管 020101 市長室 秘書課	(020001)	
予算種別 1 現年予算 科目コード 0007-930-090146 会計 01 一般会計 款 02 総務費 項 01 総務管理費 目 01 一般管理費 大事業 12 秘書 中事業 01 秘書 小事業 01 秘書事務 節 09 旅費 細節 01 旅費 その他 細々節 46 普通旅費	支出命令年月日 平成31年 2月 4日	支出負担行為年月日 当初 平成31年 1月31日 変更 平成 年 月 日
支出命令額	¥ 47,360 *	
前渡金受領者 502010101	整理番号	
職氏名 前渡金受領者 市長室 秘書課長 柄澤 克彦		
件名 確定旅費 2月1日 (市長、田中特別秘書：東京都千代田区)		
支払先口座 口座種別 口座番号 口座名義人		
支出区分 6 確定前渡払	支払方法 1 口座振替	
支出予定番号	支払期限 (期日) 平成31年 2月15日 *	
確 認 印	上記の金額を領収しました。 平成 年 月 日	
	職 氏名 名古屋市 (区) 会計管理者様	

執行機関	支出命令	命令主管	事業主管
		 	 
出納機関	会計管理者	会 計 室 (区総務課)	支払年月日 31. 2. 15 名古屋会計管理系
		 	

備考1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。

2 集合決裁書 (第44号様式) を添付した場合には、支出命令・命令主管・会計管理者・会計室 (区総務課) 欄の押印を要しない。



連記式旅費計算書A

[illegible]

支出命令書

歳 出

平成30年度

支出命令番号 0038401 内訳番号 01

主管 020101 市長室 秘書課

(020001)

予算種別 1 現年予算 科目コード 0007-930-090146
 会計 01 一般会計
 款 02 総務費
 項 01 総務管理費
 目 01 一般管理費
 大事業 12 秘書
 中事業 01 秘書
 小事業 01 秘書事務
 節 09 旅費
 細節 01 旅費 その他
 細々節 46 普通旅費

支出命令年月日 平成31年 2月 4日

支出負担行為年月日
 当初 平成31年 1月31日
 変更 平成 年 月 日

支出命令額

¥ 47, 210 *

前渡金受領者 502010101 整理番号

職氏名 前渡金受領者 市長室 秘書課長 柄澤 克彦

件名 確定旅費 2月1日 (廣澤副市長：東京都千代田区)

支払先口座

口座種別 口座番号
 口座名義人

支出区分 6 確定前渡払 /
 支出予定番号

支払方法 1 口座振替 /
 支払期限 (期日) 平成31年 2月15日 *

確認印
 22集



上記の金額を領収しました。

平成 年 月 日

職
 氏名

名古屋市

(区) 会計管理者様

執行機関	支出命令 22集	命令主管 柄澤 克彦	事業主管 柄澤 克彦
	会計管理者 22集	会計室 (区総務課)	
出納機関			支払年月日 31. 2. 15 名古屋会計管理室

備考1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。

2 集合決裁書 (第44号様式) を添付した場合には、支出命令・命令主管・会計管理者・会計室 (区総務課) 欄の押印を要しない。



D23

連記式旅費計算書A

[illegible]

行政文書公開決定通知書

30 市室秘第 120 号
平成 31 年 3 月 15 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成31年3月5日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	復命書（平成 31 年 2 月 1 日、市長が文化庁を訪問した際のもの）		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	平成 31 年 3 月 20 日 午前 時 午後	
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎 1 階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴		
備 考	＜決定を行った所管課・公所＞ 市長特別秘書 TEL 052-972-3032 〔 不在の場合 市長室秘書課 TEL 052-972-3031 〕 〔 市長特別秘書より折り返しご連絡させていただきます。〕 支出命令書（平成 31 年 2 月 1 日、市長が文化庁を訪問した際のもの）については、市長室秘書課において決定を行います。		

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

供 覧	市長
	

復 命 書

平成 31 年 2 月 4 日

名古屋市長 様

名古屋市長 河村 たかし

市長特別秘書 田中 克和

平成 31 年 2 月 1 日（金）におきまして、名古屋城天守閣整備事業の報告のために東京都千代田区に出張して参りましたので、その内容について下記の通り報告を致します。

記

1. 行程

平成 31 年 2 月 1 日（金）

名古屋駅（東海道新幹線）⇒ 東京駅（タクシー）⇒

10 時 30 分～11 時 00 分 文化庁

⇒（タクシー）⇒ 東京駅（東海道新幹線）⇒ 名古屋駅

2. 参加者

文化庁 村田次長、大野文化財第二課長、山下主任調査官、菊池課長補佐

名古屋市 河村市長、廣澤副市長、西野名古屋城総合事務所長、片岡文化財保護室長、
佐藤東京事務所長、田中（特別秘書）

以上